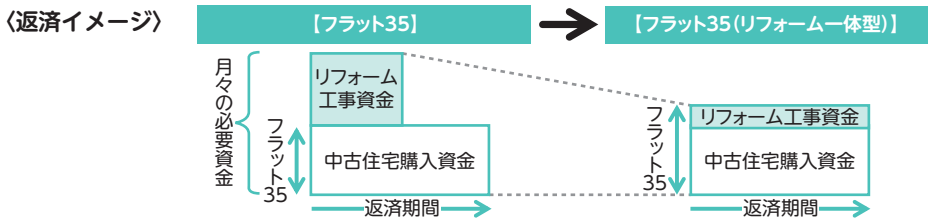


# Ⅲ. 融資制度

## ■ 住宅金融支援機構【フラット35】(資金受取時に返済終了までの金利が確定する安心の住宅ローン)

①【フラット35(リフォーム一体型)】(中古住宅の購入とあわせてリフォーム工事を行う方向けの住宅ローン)  
 中古住宅の購入とあわせてリフォームする場合に対象となる住宅ローンです。中古住宅の購入資金とリフォーム工事の費用をまとめて1つの住宅ローンとして融資が可能です。

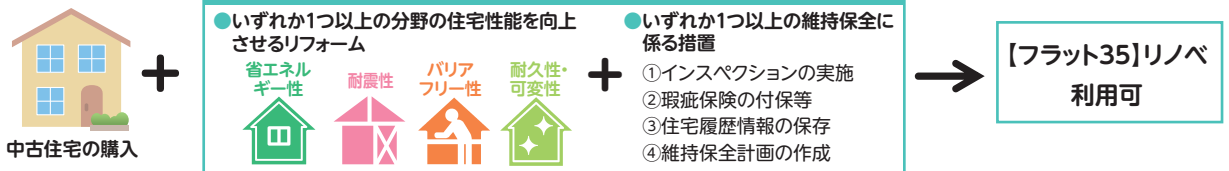
- 主な特徴**
- ・リフォーム工事の内容、リフォーム工事費の金額や割合に制限はありません。
  - ・大規模リフォームなど、お客さまのニーズに応じた自由なリフォームが可能です。
  - ・リフォーム工事の資金についても中古住宅の購入資金と同じ融資金利・融資期間で借入できます。



## ②【フラット35】リノベ(中古住宅取得と性能向上リフォームのセットで金利引下げ)

中古住宅の購入に際して、「性能向上リフォーム」及び「維持保全に係る措置」を行う場合、借入金利を一定期間引き下げられる制度です。お客さまが中古住宅を購入して性能向上リフォームを行う場合と、住宅事業者により性能向上リフォームが行われた中古住宅を購入する場合に利用できます。

〈制度イメージ〉



### <令和3年1月における制度変更予定について>

「②【フラット35】リノベ」については、令和3年1月以後の物件検査(事前確認)申請分から住宅要件の緩和等を行います(上記は制度変更前の内容です)。

これに伴い、「①【フラット35(リフォーム一体型)】」については、借入申込受付を令和2年12月末で終了します。

詳しいご利用条件や手続きの流れなどについては、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。

## ■ 住宅金融支援機構 リフォーム融資(満60歳以上の方を対象としたリフォームローン)

満60歳以上の方が部分的バリアフリー工事または耐震改修工事を含むリフォームを行う場合に、毎月のお支払を利息のみとし、借入金の元金は申込人(連帯債務者を含みます。)全員が亡くなられたときに、相続人の方が融資住宅および敷地の売却、自己資金などにより、一括して返済する融資です。

- 主な特徴**
- ・月々の支払は利息のみとなり、月々の返済の負担を低く抑えられます。
  - ・借入金の元金は、申込人(連帯債務者を含みます。)全員が亡くなられたときに一括して返済します。
  - ・融資限度額は1,000万円です。
  - ・機構が承認している保証機関(令和2年4月現在、(一財)高齢者住宅財団です。)の保証が必要となります。

〈制度イメージ〉



〈主な融資条件等〉

|       |   |
|-------|---|
| 融資対象者 | 満60歳以上                                  |
| 融資対象  | 【リフォーム融資】部分的バリアフリー工事、耐震改修工事、マンション共用部分改良 |
| 融資限度額 | 1,000万円((一財)高齢者住宅財団の保証が必要)              |
| 償還期間  | 申込人の死亡時まで                               |